

- 既存の制度   
  法案化を検討中の制度   
  本研究会で言及・検討された制度  
 既存の制度を発展させられるか言及・検討された制度   
  実効性確保が課題となる制度

## <事業者が問題への対処を怠らないパターン>

被害発覚後も事業を存続させる事業者の場合、民事手続等にも対応すると見込まれる。

被害の防止	(保 全)	救 済
<p>○行政として早期に対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・早期の報告徴収</li> <li>・立入調査</li> <li>・実態につき客観的証明ない場合の公表等</li> </ul>	<p>○民事保全</p> <p>○行政による保全(供託命令) ・どのような判断基準で命じるのか?</p> <p>○特定適格消費者団体のする仮差押え(検討中)</p> <p>○特定適格消費者団体に対する支援等</p> <p>○破産手続開始決定前の保全措置</p>	<p>○民事訴訟</p> <p>○集団的消費者被害回復に係る訴訟制度(検討中)</p> <p>○破産手続(破産法上の配当手続) ・債務者又は債権者による破産手続開始申立て</p> <p>○行政による破産手続開始申立て ・債権者でも監督官庁でもない行政庁に申立権を付与し得るか?</p>
<p>○賦課金(課徴金) ・立法事実があるか?</p>	<p>←(繰返し違反が行われるなど、不当な収益が残り、違反行為が行われるインセンティブがある事案)</p>	
<p>○刑事罰</p>	<p>○行政が直接被害救済を図る手法の可能性? (行政が事業者による任意の被害救済を促す手法 〔業務改善命令に対する事業者の業務改善計画〕)</p>	

# <事業者が問題への対処を怠るパターン>

被害発覚後、事業者に事業を存続させる意思がない場合、対応を怠ったまま所在不明となることも考えられる。

被害の防止	(保 全)	救 済
<p>○行政として早期に対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・早期の報告徴収</li> <li>・立入調査</li> <li>・実態につき客観的証明ない場合の公表等</li> </ul>	<p>○民事保全</p> <p>○行政による保全(供託命令) ・どのような判断基準で命じるのか?</p> <p>○特定適格消費者団体のする仮差押え(検討中)</p> <p>○特定適格消費者団体に対する支援等</p> <p>○破産手続開始決定前の保全措置</p>	<p>○民事訴訟</p> <p>○集団的消費者被害回復に係る訴訟制度(検討中)</p> <p>○破産手続(破産法上の配当手続) ・債務者又は債権者による破産手続開始申立て</p> <p>○行政による破産手続開始申立て ・債権者でも監督官庁でもない行政庁に申立権を付与し得るか?</p>
<p>○賦課金(課徴金) ・立法事実があるか?</p>	<p>-(繰返し違反が行われるなど、不当な収益が残り、違反行為が行われるインセンティブがある事案)</p>	
<p>○刑事罰</p> <p>&lt;参考：組犯法上の制度&gt;</p>	<p>○行政が直接被害救済を図る手法の可能性? (行政が事業者による任意の被害救済を促す手法 〔業務改善命令に対する事業者の業務改善計画〕)</p>	
<p>○刑事罰</p>	<p>○組犯法の没収保全・追徴保全 (ただし、財産保全のための制度ではない)</p>	<p>○組犯法による没収・追徴、被害回復給付金支給制度</p>

●消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年六月五日法律第四十八号）附則（抄）  
 6 政府は、消費者庁関連三法の施行後三年を目途として、加害者の財産の隠匿又は散逸の防止に関する制度を含め多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な収益をはく奪し、被害者を救済するための制度について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。